

## 自治体による太陽光発電への法定外目的税導入について（再表明）

これまで、当協会では事業用太陽光発電所に設置された太陽電池パネルの面積に応じ、発電事業者に課税する法定外目的税の導入に対して、本年6月20日の発信以降、一貫して反対の立場を表明してまいりました。

あらためて、太陽光発電への法定外目的税導入について断固として反対の立場であることを次の通り再確認させていただきます。

太陽光発電は第5次エネルギー基本計画では、今後、自立した主力電源となることが期待され、長期的には、純国産のエネルギー供給源として、国（国民）と地域（住民）に大きな便益をもたらすことが出来るように、国と自治体、そして事業者が力を合わせて育成していくべきであると考えます。

今後、検討されている法定外目的税が一旦導入されると、全国の自治体に波及する恐れがあり、太陽光発電のFITからの自立と長期安定稼働、そして主力電源化の妨げとなることが心配されます。

法定外目的税が創設され全国の自治体に波及した場合、太陽光発電事業にとっては以下のような影響が懸念され、自立した主力電源化の足かせとなります。

- 二重の税負担：太陽光発電事業者にとっては、法人事業税や固定資産税にプラスした二重の税負担となり、新規投資や事業継続の意欲が削がれることが懸念される。
- 公平な競争の妨げ：太陽光発電事業者に追加的に課税される法定外目的税は、自立化を目指す太陽光発電にとって、他の発電事業とのイコールフットINGが損なわれ、公平な競争が妨げられる。
- 事業予見性への影響：既存設備の事業者にとって、自治体が後から課税すれば、想定された収益の確保が難しくなり、借入金の返済計画等の変更を迫られる恐れがある。
- 自立化を目指しこれから事業を開始する事業者への深刻な影響：FIT価格が下がっている太陽光発電の場合、売電収入に対する税負担割合が大きくなり、自立化に向け努力している事業者の採算性に与える影響はより一層深刻となる。

- ✓ 税率を、パネル設置面積1平方メートル当たり50円と仮定した場合、1kWhの売電収入に対し約0.3円の税負担となる（太陽光発電協会試算）。
- ✓ 1kWh当たり0.3円の税負担は、2019年度の事業用太陽光発電(500kW未満)の買取価格1kWh当たり14円の場合、売電収入の2%に相当する。買取価格が下がれば売電収入に対する税負担の割合が増えていく。
- 長期安定稼働の妨げ：国の主力電源となるには、20年のFIT買取期間終了後においても、長期間安定的に稼働することが肝要。この税が導入されれば、事業継続、並びに再投資の意欲が削がれ、長期安定稼働の妨げとなる恐れがある。
- 長期安定稼働がもたらす便益への影響：二酸化炭素を排出しない純国産のエネルギー資源から電気を創る太陽光発電は、20年のFIT買取期間終了後の長期安定稼働によって、より大きな便益を地域と国民にもたらすことが可能となる。この税によって、長期安定稼働が妨げられれば、もたらされる便益を小さくしてしまうことが懸念される。
- 地域振興への影響：太陽光発電事業者を対象とした法定外目的税によって、将来の新規投資・再投資、並びに長期安定稼働の足かせとなれば、固定資産税収入に加え、地産地消等の需給一体モデルの推進や発電設備の維持管理等による地域の雇用機会へも影響が及ぶ恐れがある

太陽光発電事業において、地域との共生、環境の保全、健全な事業運営は最重要課題であります。太陽光発電協会としては、自主的なガイドランの策定や啓発活動等によって、事業者による地域との共生、並びに事業の健全化の推進に取り組んでおります。例えば、2018年には「太陽光発電事業の評価ガイド」を策定し、現在、その普及活動に取り組んでまいりました。また、2020年度からは、太陽光発電は環境アセスの対象となりますが、小規模な発電設備をも対象とした事業者による自主アセスのためのガイドラインが環境省によって策定される見込みです。

法令遵守は当然のことながら、これらのガイドラインを最大限活用した、事業者による自主的な取り組み、さらには地域貢献型の太陽光発電事業の普及活動は、我々の重要なミッションであり、これからも精一杯取り組んで参ります。

以上